# 堤防草刈制度について

#### 1 報償草刈制度とは?

富山県では、沿川の町内会等に県管理河川の堤防等の草刈りをお願いし、その活動に対して報償費を支払う堤防草刈制度を設けています。(同時に、県では報償草刈に参加される方を対象とし、傷害保険および賠償保険に加入しています。)

この制度は昭和50年代からはじまり、昨年(平成22年度)には、約600団体・約2万9千人の住民の方が参加し、草刈りを実施されました。

#### 2 地域の皆さんの「おちから」で、周囲の河川をきれいにしませんか?

住民の方が団結し、地域の河川を維持管理することは、環境美化のほか、地域への愛着や 近所づきあいの深まりにつながります。また、普段から協力して地域に目を配っていただく ことで、堤防の破損箇所などを発見しやすくなるなどのメリットのほか、ひいては防犯にも つながります。

#### 3 堤防草刈参加団体として登録するには?

登録には主に、下記の事項が必要です。

- ①自治会や町内会などの団体・集団であること
- ②実施計画表の作成(参加人数や実施場所、日 時など記載)等
- ③団体名義の口座(報償費が振り込まれます)

詳細については、下記の各土木センター(土木事務所)にお問い合わせください。

### o○● お申込み、お問い合わせ先一覧 ●○o

名称・担当課	住所	主な管轄	電話番号
富山土木センター 工務第二課河川管理班	富山市舟橋北町 1-11 富山総合庁舎2階	富山市(水橋地区除く)	076-444-4484
立山土木事務所 工務課河川班	立山町前沢 2359 の 5	立山町、舟橋村、上市町、 富山市(水橋地区)	076-463-1107
高岡土木センター 工務第二課河川砂防班	高岡市赤祖父 211 高岡総合庁舎 3 階	高岡市、射水市	0766-26-8432
氷見土木事務所 工務課河川班	氷見市朝日丘 9-24	氷見市	0766-74-0952
小矢部土木事務所 工務課河川砂防班	小矢部市今石動町 2-13-1	小矢部市	0766-67-5986
新川土木センター 工務第二課河川管理班	魚津市新宿 10-7 魚津総合庁舎 2 階	滑川市、魚津市	0765-22-9125
入善土木事務所 工務課河川班	入善町上野 11473	朝日町、入善町、 黒部市	0765-72-1135
砺波土木センター 工務第二課河川管理班	南砺市寺家 330	砺波市、南砺市	0763-22-4314





#### 地域力ということ

二俣新町草刈の会 井波 久治さん

「そろそろ終わりにしましょうか。」

「もう少しでここが終わるから頑張りましょう。」 昨年9月4日、町内を流れる河川の堤防の草刈の ことである。6月に1回実施したがその後の猛暑、 草は環境に恵まれ逞しく成長していた。朝8時に公 民館に集合し、橋を境に班別に上下流に分かれ、約 2時間。前回は3時間でほぼ終了したが、9月に入っ ても30℃を超える暑さの中、作業の効率は上がらな い。仕事の関係で参加できない方の奥さんと中学生 の息子さんがクーラーに入れたスポーツドリンクを 配ってくれる。また、高齢で草刈機を使えない方も 道路との境界の進入防止柵に絡まった葛の蔓やスス キを鎌で刈っておられる。結局、皆さんの健康のこ とも考えて、上流の一部を刈り残したまま 10 時半で 作業を終了した。その後、近所の温泉で汗を流し、 レストランの一角を借りての懇親会。なんともいえ ない達成感・充実感を味わう。

ことの発端は一昨年、同年齢の町内会長経験者の方からの提案である。

「業者が草刈をしてくれているが、草の伸び具合を 見て早い時期にやってもらいたいね。それと、年 2 回やってくれると助かるんだけど。」

仕事柄、県管理河川の草刈の現状を説明した。県が 実施するのは年1回であること、地元町内会等が行 えば面積に応じて報償費をいただけること等々。

〇草刈中の様子〇



「それなら、町内の有志を募ってやってみましょうよ。私が代表になってもいいから、考えてもらえませんか。」

幸い、町内の公園除草で積極的に草刈機を使う方が何人かいらっしゃる。また、自宅に草刈機をお持ちの方もある。その年、町内会の副会長を仰せつかっていたこともあってお手伝いすることにした。

早速、富山土木センターに指導をいただき申請書を提出した。同時に、町内会行事ではなく有志で行う旨町内全員から希望者を募った。20名が集まった。21年6月に「二俣新町草刈の会」としてスタートした。日曜日なら参加できるという県外への単身赴任の方をはじめ草刈機は使えないけどお手伝いしたいからと70歳を超えた方も手を挙げられた。何よりうれしかったのは町内に越してきたばかりの方の参加があったことである。全体で20名、町内の西側を流れる県管理河川の延長550m、何とか半日で作業を終えるに足る人数である。町内会で保有する草刈機が3台、個人所有が4台、あと8台程度をレンタル。報償費のおかげで年2回の草刈が町内会計のお世話にならずに実施できた。

河川に面している家への害虫被害がなくなり、小学生の通学路としての利用環境も見違えるようによくなった。何よりも、町内にとっては草刈を通じて「自分達の住んでいるところは自分達でよくしたい。」という自助・共助の気持ち、コミュニティを支える地域力が高まったことが最大の成果であろう。

2 年目の昨年もさらに参加者が増えて、冒頭に述べたように猛暑の中の9月を含め2回実施できた。河川近くの家への騒音に対するご理解のお願いとお礼のチラシ配布など気遣いも多いが、作業を見かけた方からは毎回ねぎらいの言葉をいただく。今は町内会としての行事ではないが、今年の総会資料には行事予定に記載していただいた。回を重ねることにより参加者が増え、住民全体に町内を愛する気持ちの輪が広がっていけばと願っている。



## **本**富山県

〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 富山県土木部河川課 TEL:076-444-3324 FAX:076-444-4417